

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 7 月 31 日
株式会社学研ホールディングス
株式会社レアジョブ

2026 年 7 月 31 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都品川区西五反田二丁目 11 番 8 号
株式会社学研ホールディングス
代表取締役社長 宮原 博昭

東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号
株式会社レアジョブ
代表取締役社長 中村 岳

株式会社学研ホールディングス（以下「学研ホールディングス」といいます。）及び株式会社レアジョブ（以下「レアジョブ」といいます。）は、2026 年 5 月 15 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 7 月 31 日を効力発生日として、学研ホールディングスを株式交換完全親会社とし、レアジョブを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
2026 年 7 月 31 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - （1）会社法第 784 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 784 条の 2 の規定により本株式交換の差止請求を行ったレアジョブの株主はおりませんでした。
 - （2）会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
レアジョブは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2026 年 7 月 10 日付で、レアジョブの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である学研ホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定に

より株式買取請求を行ったレアジョブの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

学研ホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 796 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

学研ホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 6 月 23 日付で、学研ホールディングスの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるレアジョブの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、学研ホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により学研ホールディングスに移転したレアジョブの株式の数は、7,591,965 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 学研ホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約につい

て同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した学研ホールディングスの株主はおりませんでした。

(2) レアジョブは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 6 月 25 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を受けております。

(3) 学研ホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換により学研ホールディングスがレアジョブの発行済株式の全部（但し、学研ホールディングスが保有するレアジョブの株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるレアジョブの株主（但し、学研ホールディングスを除きます。）に対して、その保有するレアジョブの普通株式 1 株につき学研ホールディングスの普通株式 0.39 株の割合をもって、学研ホールディングスの普通株式を割当交付いたしました。なお、学研ホールディングスが割当交付した普通株式の数の合計は 2,960,866 株です。

(4) 本株式交換に伴い増加した、学研ホールディングスの資本金及び準備金は、以下のとおりです。

- ① 資本金：0 円
- ② 資本準備金：会社計算規則第 39 条の規定に従い学研ホールディングスが別途定める額
- ③ 利益準備金：0 円

(5) レアジョブの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2026 年 7 月 29 日付で上場廃止となりました。

(6) レアジョブは、2026 年 7 月 23 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時をもって、基準時において保有していた自己株式 350,335 株の全てを消却いたしました。

以上